

決 定 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定に基づき、
平成16年11月1日から鹿児島郡吉田町,同郡桜島町,揖宿郡喜入町,
日置郡松元町及び同郡郡山町を廃し,それらの区域を鹿児島市に編
入する。

平成16年6月28日

鹿児島県知事 須 賀 龍 郎

